

クリプトスポリジウム対策で浄水施設の規制強化 厚生労働省



厚生労働省は、来年の水道法改正に伴い、以前より対策が講じられている「クリプトスポリジウム」について汚染の可能性がある浄水処理施設を有する水道事業体に対し、ろ過施設の設置を義務付けしていく方針を示しました。

実際に、検査でクリプトスポリジウムが検出されなかったとしても、水道の原水から指標菌の大腸菌と嫌気性芽胞菌のいずれかが検出されれば、クリプトスポリジウムによる汚染の恐れがあるものと判断されます。厚生労働省の調査では、これらの指標菌が検出された浄水処理施設は全国に 3,404 施設あり、昨年 4 月の時点では 1,488 施設 (44%) で予防対策がされていませんでした。

これらの現状をふまえて、クリプトスポリジウムのような塩素への耐性を持った病原微生物対策を「衛生上の措置」とし、省令の改正で汚染の可能性があると判断された浄水処理施設にはろ過装置を設置するように法的な義務付けをしていくことになりました。

しかし、今後はさらに新たな施設整備を要することも予想されますので、施設の整備に要する期間を準備期間にするなどの円滑な規制などは考慮していくとのことです。また、新水質基準ではクリプトスポリジウムの設定はされませんでした。これは水道法において、病原微生物は含まれないものとされていることや、他の項目に比べて検査時間を要することからも、今回の省令改正では定めないことになりました。

資料:平成 14 年 4 月 24 日付 厚生労働省 HP、読売新聞

衛生検査課 松本かおり

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

